

(ご案内) 特定一般教育訓練給付制度の活用について

特定一般教育訓練給付制度とは

一定の要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練（特定一般教育訓練）を受講し、修了等した場合に、本人が教育訓練施設に支払った訓練費用の一定割合を支給する制度です。

給付の内容

最大で受講費用の **40%～50%** が支給されます。

対象講座

- 1 主任介護支援専門員更新研修
- 2 主任介護支援専門員研修
- 3 介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ）
- 4 介護支援専門員更新研修（実務経験者対象 専門研修課程Ⅰ・専門研修課程Ⅱ）
※更新研修Ⅰと更新研修Ⅱ併せて連続受講・修了する方が対象
- 5 介護支援専門員更新研修（実務未経験者対象）
- 6 介護支援専門員再研修
- 7 介護支援専門員実務研修

給付条件(支給対象者)

厚生労働省「教育訓練給付金のご案内」より抜粋掲載

受講開始日時点で、在職中で雇用保険に加入している

はい

いいえ

離職してから1年以内である

妊娠、出産、育児、疾病、負傷などの理由により
適用対象期間の延長を行った場合は最大20年以内

はい

いいえ

今までに教育訓練給付金を受けたことがない

その他の支援策として、
主に離職中の方を対象とした
求職者支援訓練などがあります

※求職者支援訓練は、離職してから1年以内で、教育訓練給付の受給に必要な雇用保険の加入期間が不足している方も対象です。
詳しくはハローワークにご相談ください。

県内のハローワークは
こちらから確認できます。



雇用保険の加入期間が
1年以上ある

専門実践教育訓練を受講する場合は2年以上

はい

いいえ

次のいずれにも該当すること

- ・ 前回の受講開始日以降、雇用保険の加入期間が3年以上ある
- ・ 前回の支給日から今回の受講開始日までに3年以上経過している

はい

いいえ

はい

いいえ

教育訓練給付金が受けられます

教育訓練給付金が受けられます

必要な雇用保険の加入期間を過ぎると
教育訓練給付金が受けられません

制度の詳細およびご自身が受給対象か否かについては、最寄りのハローワークにお尋ねください。